

令和２年度第４回御船町議会定例会（６月会議）議事日程（第１号）

令和２年６月１１日

午前１０時００分開会

１ 議事日程

第 １ 会議録署名議員の指名

１ 番 中城 峯雄 君

２ 番 井藤 はづき君

第 ２ 諸報告

１ 諸般の報告

２ 行政報告

第 ３ 報告第 ３号 専決処分の報告について

第 ４ 報告第 ４号 専決処分の報告について

第 ５ 報告第 ５号 繰越明許費繰越計算書について

第 ６ 報告第 ６号 事故繰越し繰越計算書について

第 ７ 発議第 １号 御船町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

第 ８ 議案第 ７号 工事請負変更契約の締結について

第 ９ 議案第 ８号 工事請負変更契約の締結について

第１０ 議案第 ９号 工事請負契約の締結について

第１１ 議案第１０号 工事請負契約の締結について

第１２ 議案第１１号 工事請負契約の締結について

第１３ 議案第１２号 工事請負契約の締結について

第１４ 議案第１３号 御船町税条例の一部を改正する条例の制定について

第１５ 議案第１４号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る御船町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について

第１６ 議案第１５号 御船町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第１７ 議案第１６号 御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第１８ 議案第１７号 御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第１９ 議案第１８号 御船町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

て

第20 議案第19号 令和2年度御船町一般会計補正予算（第3号）について

第21 議案第20号 令和2年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

第22 議案第21号 令和2年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第1号）について

第23 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

2 出席議員は次のとおりである（14人）

1番 中城 峯雄 君	2番 井藤 はづき 君
3番 宮川 一幸 君	4番 福本 悟 君
5番 田上 英司 君	6番 増田 安至 君
7番 森田 優二 君	8番 岩永 宏介 君
9番 福永 啓 君	10番 田上 忍 君
11番 藤川 博和 君	12番 清水 聖 君
13番 井本 昭光 君	14番 池田 浩二 君

3 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 本田 隆裕 君

4 説明のため出席した者の職氏名（19人）

町 長	藤木 正幸 君	副 町 長	野中 眞治 君
教 育 長	本田 恵典 君	総 務 課 長	藤野 浩之 君
企画財政課長	坂本 幸喜 君	税 務 課 長	畑野 英樹 君
町民保険課長	宮崎 尚文 君	福 祉 課 長	西橋 静香 君
こども未来課長	田中 智徳 君	復 興 課 長	島田 誠也 君
健康づくり支援課長	作田 豊明 君	農業振興課長	井上 辰弥 君
商工観光課長	鶴野 修一 君	建 設 課 長	野口 壮一 君
環境保全課長	緒方 良成 君	会 計 管 理 者	上村 清美 君

学 校 教 育 課 長 西 本 和 美 君 社 会 教 育 課 長 沖 勝 久 君
監 査 委 員 吉 川 勲 君

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10 時 00 分   開   会

○議長（池田浩二君）    ただ今から、令和 2 年度第 4 回御船町議会定例会 6 月会議を開会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（池田浩二君） 日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、1 番、中城峯雄議員、2 番、井藤はづき議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 2    諸報告

○議長（池田浩二君）    日程第 2、「諸報告」を行います。

まず、諸般の報告を行います。

休会中における諸般の報告をいたします。

最初に、議会運営委員会について報告します。5 月 28 日、議会運営委員会を開催し、定例会 6 月会議の議事日程ほか各種案件について協議を行いました。今回は議員発議として、議会基本条例の一部改正案が提出されることも了承しました。なお、令和 2 年度第 4 回御船町議会定例会 6 月会議の会期日程は、本日 6 月 11 日から 6 月 17 日までの 7 日間と決定しました。

次に、請願・陳情について報告します。今回は、請願・陳情ともにありませんでした。

次に、議会全員協議会について報告します。議会全員協議会を 5 月 19 日と 6 月 5 日の 2 日間行いました。5 月 19 日は執行部より、御船インター東側周辺の整備状況について説明があり、現在の進捗状況などを確認しました。その後、御船町議会基本条例の一部改正や御船町議会災害対策会議設置要綱、御船町議会災害対策行動マニュアルの制定について協議しました。6 月 5 日の全員協議会では、執行部から 6 月会議に提出された議案の説明に各種報告があったほか、各委員会から活動状況の報告がありました。また、新型コロナウ

イルス感染拡大防止対策として、今年度の議員研修を実施するかどうかについても意見を交わしました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査について報告します。4月分の出納検査は、5月20日から5月22日まで3日間行われました。検査結果は、議席に配布しております報告書のとおりです。

最後に、あおぞら会議について報告します。5月29日、町道辺田見玉虫線の改修工事をテーマとした、あおぞら会議を行いました。相手方は下辺田見地区区長ほか、住民代表の5人で、議会側は議長及び産業厚生常任委員会の正副委員長で対応いたしました。実際、当該路線を歩いて確認し、車の離合や大雨時の冠水などで地元の方々が困っておられる状況を確認しました。安全面で特に緊急性があると思われる箇所については、早急に対応していただくよう、町執行部へ求めていると思っています。なお、詳しくは議会広報や議会ホームページで報告します。

その他の内容につきましては、議席に配布した資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君） 行政報告を行います。

まず、新型コロナウイルス関連について報告します。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る、いわゆる国民1人当たり10万円の給付金につきましては、5月11日に町内の全世帯に対し申請書を送付いたしました。5月14日から申請受付を開始し、5月26日に5,636世帯、13億8,240万円を給付しました。その後、6月2日、6月9日と給付し、現時点での累計では、対象の7,162世帯中6,848世帯、16億3,710万円の給付を行い、普及率は95.6パーセントとなっております。今後、未給付の方々に対し、区長や民生児童委員など関係者と協力して給付事務をさらに進めてまいります。

子育て世帯への臨時特別給付金支給事業につきましては、一般支給対象者1,119人分を5月27日に振り込みました。また、町独自の取り組みである「こどもスマイルチケット」に関しましては、1人当たり3,000円分の商品券を15歳未満2,261人分について、使用開始日である5月23日までに各家庭に届けることができました。なお、使用期限は8月31日までとしております。

同じく町独自の取り組みである「プレミアム商品券」につきましては、事業主体である

御船町商工会を通じ、6月14日から町民の皆様への優先販売が開始されます。こちらも8月31日を使用期限とし、町内の登録店舗で利用でき、その経済効果は約2億円と見込んでおります。

新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが大きく減少している町内の法人及び個人事業者の皆様に対する、町独自の給付事業につきましては、6月15日から申請受付を開始いたします。国や県の給付事業に係る決定通知写しを添付するだけという、簡便な方法で申請ができます。

また、5月14日の緊急事態宣言解除を受け、2月22日付で決定いたしました御船町共有施設の利用及び御船町主催事業等の対応方針を6月1日から見直しました。これにより、6月から元気クラブや地域サロン等を再開いたしました。外出自粛を余儀なくされた多くの高齢者の方々が以前のように生き生きとした生活を送ることができるように、感染対策を徹底したうえで、介護予防及び地域活動や楽しみの場への復帰を進めてまいります。

小中学校につきましては、6月1日から再開し、新たな学校生活が始まりました。6月2日には郡の教育長会議が開かれ、郡内の小中学校の夏休みについて期間を短縮し、8月6日から8月19日までとすることが決まりました。また、社会教育施設、社会体育施設及び観光施設につきましては、6月1日から開館し、それぞれの施設のガイドラインに基づき適正な感染予防対策を行っています。今後も当該感染症の推移を見守りながら、基本的な感染対策の徹底と地域経済及び町民の健康的な生活の一層の両立を図ってまいります。

次に各課から、新型コロナウイルス関連以外の報告を行います。

まず、こども未来課について報告します。若葉保育園増築工事設計委託の入札が5月21日に行われ、委託業者が決まりました。熊本県復興基金を活用した住まい再建継続利用支援事業により、西木倉木造仮設住宅を0歳から1歳児の待機児童解消のための教室と障がい児用のクールダウンの部屋として再利用することとしています。

次に、復興課について報告します。5月末時点の仮設住宅の入居者の状況は、建設型仮設住宅が11戸36人、借上型仮設住宅が7戸で26人、合計18戸62人となっています。先月末と比べ、6戸20人の方が応急仮設住宅から退去し、恒久的な住まいと再建がなされました。

次に、健康づくり支援課について報告します。住民検診につきましては、7月2日から13日までの12日間、予定どおり実施します。「3密」を避けるなど、徹底した感染予防対策を講じたうえで実施いたします。また、懸案であった保健センターの調理室の器具の入替

工事が５月２７日に無事完了しました。今後、多方面において活用してまいります。

最後に、総務課について報告します。６月７日に、特別定額給付金の地域相談会に合わせて初めての試みとなりますが、地域が感じている課題や改善点など、地域住民の御意見を伺う取り組みを実施いたしました。町民の皆様からいただいた御意見につきましては、今後取りまとめを行い、内容を整理したうえで対応策等を検討してまいります。

以上で、行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 専決処分の報告について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 専決処分の報告について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第 6 | 報告第 6 号 | 事故繰越し繰越計算書について |
| 日程第 8 | 議案第 7 号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 日程第 9 | 議案第 8 号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 日程第 10 | 議案第 9 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 11 | 議案第 10 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 12 | 議案第 11 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 13 | 議案第 12 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 14 | 議案第 13 号 | 御船町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 15 | 議案第 14 号 | 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る御船町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について |
| 日程第 16 | 議案第 15 号 | 御船町手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 17 | 議案第 16 号 | 御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 18 | 議案第 17 号 | 御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 19 | 議案第 18 号 | 御船町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 20 | 議案第 19 号 | 令和２年度御船町一般会計補正予算（第３号）について |
| 日程第 21 | 議案第 20 号 | 令和２年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１ |

号) について

日程第 2 2 議案第 2 1 号 令和 2 年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算(第 1 号) について

日程第 2 3 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長(池田浩二君) 日程第 4、報告第 3 号、「専決処分の報告について」から、日程第 7、報告第 6 号、「事故繰越し繰越計算書について」までの 4 件及び日程第 9、議案第 7 号、「工事請負変更契約の締結について」から日程第 24、諮問第 1 号、「人権擁護委員の候補者の推薦について」までの 16 件を、会議規則第 37 条の規定に基づき、一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長(藤木正幸君) 報告第 3 号、専決処分の報告について。地方自治法第 180 条第 1 項の規定による町長の専決事項の指定第 8 号に基づく条例の改正について、専決処分を行ったので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき報告する。

御専第 3 号、御船町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

御専第 4 号、御船町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

御専第 5 号、御船町税条例等の一部を改正する条例の制定について。

報告第 4 号、専決処分の報告について。地方自治法第 180 条第 1 項の規定による町長の専決事項の指定に基づく和解及び損害賠償額の決定について、専決処分を行ったので地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき報告する。

御専第 6 号、町営住宅観音院団地敷地内での事故における和解及び損害賠償額の決定について。

報告第 5 号、繰越明許繰越計算書について。地方自治法施行令第 146 条第 2 項及び地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、別紙計算書のとおり報告する。

報告第 6 号、事故繰越し繰越計算書について。地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により、別紙計算書のとおり報告する。

議案第 7 号、工事請負変更契約の締結について。地方創生道整備推進交付金事業、町道小坂八竜線①、町道小坂八竜 1 号線①、道路改良工事について、次のとおり請負変更契約を締結する。提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第 12 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 8 号、工事請負変更契約の締結について。地方創生道整備推進交付金事業、町道八竜下高野線道路改良工事において、次のとおり請負変更契約を締結する。提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 9 号、工事請負契約の締結について。地方創生道整備推進交付金事業、町道下高野甘木線道路改良工事について、次のとおり請負契約を締結する。提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第10号、工事請負契約の締結について。フジワ団地地区宅地耐震化推進活動崩落対策施設、個別 7、工事外10件について、次のとおり請負契約を締結する。提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第11号、工事請負契約の締結について。御船台団地地区宅地耐震化推進活動崩落対策施設、個別41、工事外 9 件について、次のとおり請負契約を締結する。提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第12号、工事請負契約の締結について。御船町役場エレベーター棟増築工事について、次のとおり請負契約を締結する。提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第13号、御船町税条例の一部を改正する条例の制定について。御船町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案理由。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、御船町税条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第14号、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る御船町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る御船町国民健康保険税の減免の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。提案理由。令和 2 年 4 月 7 日に、新型コロナウイルス

ス感染症緊急経済対策が閣議決定され、感染症の影響により収入が一定程度減少した方々等に対して国民健康保険税の免除等を行うとされたことを踏まえ、新規に条例を制定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第15号、御船町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。御船町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案理由。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法令・施行令の一部を改正する政令が、令和2年5月25日から施行されることに伴い、御船町手数料条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第16号、御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案理由。新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われた場合で、労務に服することができなくなった御船町国民健康保険被保険者で給与等の支払いを受けている被保険者に対し、傷病手当金を支給するため御船町国民健康保険条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第17号、御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。御船町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案理由。介護保険法施行令において、低所得者の第1号保険料軽減強化に関する改正が行われ、また新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免に対する財政支援がされることに伴い、介護保険条例の改正が必要である。これが、この議案を提出する理由である。

議案第18号、御船町監査委員に関する条例の一部を改正する条例制定について。御船町監査委員に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案理由。地方自治法の一部改正に伴い本条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第19号、令和2年度御船町一般会計補正予算（第3号）。令和2年度御船町一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,554万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億2,570万円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によ

る。債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

議案第20号、令和2年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。令和2年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,019万5,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第21号、令和2年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第1号）。令和2年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ232万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,305万7,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦について。人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。1、住所、御船町大字滝尾4608番地。2、氏名、本田尚一。3、生年月日、昭和30年8月30日。提案理由。人権擁護委員の候補者を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。これが、この議案を提出する理由である。

○議長（池田浩二君） 日程第8、発議第1号、御船町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について。提出者から提案理由の説明を求めます。

○8番（岩永宏介君） 発議第1号、御船町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について。御船町議会基本条例平成22年条例第1号の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和2年6月11日提出。提出者、御船町議会議員、岩永宏介。賛成者、御船町議会議員、増田安至。賛成者、御船町議会議員、井本昭光。賛成者、御船町議会議員、清水 聖。賛成者、御船町議会議員、福本悟。賛成者、御船町議会議員、宮川一幸。提案理由。御船町議会災害対策会議の設置等を定めるため、本条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○議長（池田浩二君） これで、提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時32分 散 会